

# 平成26年に実施する患者調査の主な改正点（案）

## 1. 改正の趣旨

医療行政に関連する施策の推進・企画立案の基礎資料として、傷病の状況について引き続き調査を行うほか、医療行政に関連する施策に対応した調査項目の変更を行うとともに、記入者負担の軽減の観点から調査方法の見直しを行う。

## 2. 主な改正点

### ○ 調査項目の変更

- ・ 副傷病名「高脂血症(脂質異常症)」を「脂質異常症(高コレステロール血症等)」に名称変更  
〔病院入院(奇数)票(5), 病院外来(奇数)票(5), 一般診療所票(5), 病院退院票(7), 一般診療所退院票(7)〕
- ・ 診療費等支払方法「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更  
〔病院入院(奇数)票(6), 病院外来(奇数)票(6), 一般診療所票(6), 歯科診療所票(6), 病院退院票(8), 一般診療所退院票(8)〕
- ・ 歯科の傷病名「歯の補てつ(冠、ブリッジ、有床義歯、インプラント)」を「歯の補てつ(冠)」と「歯の欠損補てつ(ブリッジ、有床義歯、インプラント)」に分割  
〔歯科診療所票(5)〕

## 3. 前回統計委員会答申の今後の課題への対応

- ・ 病院への政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入
- ・ 医療施設が保有する患者情報(DPC調査データ等)から電子調査票へのデータ読み込み機能強化